

宿泊税に係る特別徴収義務者報償金の概要

阿智村出納室

・報償金制度の概要

区分	内容
交付目的	特別徴収制度の円滑なる運営を図り、納期内納入を促進し、併せて村税収入の確保を期するため
算定基礎	阿智村が徴収した県税を含む宿泊税額で、 前年6月から5月までの宿泊に係る納期内納入額（徴収猶予等を除く） <ul style="list-style-type: none"> ☛ 納入期限は翌月末のため、前年7月から6月までに納入されたもの 前年7月から6月までの納期内納入額（徴収猶予等の場合）
算定方法	算定基礎 × 交付率
交付率	2.0%～3.5% ※詳細は下表のとおり
交付額	交付額の単位は100円単位（100円未満切り捨て） <ul style="list-style-type: none"> ☛ 算定額が500円未満の場合、交付額全額を切り捨て
交付回数・時期	年1回 9月末（初回は令和9年9月末） ≪参考≫ 県宿泊税と同じ
不交付対象者	交付時期の前々月末日までに算定基礎となる徴収金に未納がある者、 村長が交付目的に照らして報償金を交付することが不相当と認めた者 （交付時期の前々月末日までに宿泊税の更正・決定を受けた者など）

≪交付率 詳細≫

期間（納入月）	交付率	
令和8年7月 ～令和13年6月分 （制度開始5年間）	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	3.0%
	上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告を電子申告により行った場合	3.5%
	算定期間において納期外の納入があった場合	2.0%
令和13年7月以降分	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	2.5%
	算定期間において納期外の納入があった場合	2.0%

※令和13年7月以降分の取扱いは、将来改めて検討の上、結論を得ることとなるが、現時点で想定している「原則の制度」は上記のとおり。